

改正 平成23年10月 1 日
平成28年 4 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日

平成25年 4 月 1 日
平成31年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この規程は、四国大学における学術研究に係る行動規範に則り、学校法人四国大学・四国大学（短期大学部を含む。以下「本学」という。）の職員の利益相反を適切に管理（以下「利益相反マネジメント」という。）し、本学に対する社会的信頼を確保し、本学における産学官連携活動その他の社会貢献活動を円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) この規程において「産学官連携活動等」とは、企業、国若しくは地方公共団体又はその他の団体（以下「企業等」という。）と本学との間で行う共同研究及び受託研究、技術移転（実施許諾、権利譲渡、技術指導）、職員等の兼業、研究助成金・寄付金の受入れ、施設・設備の利用の提供及び物品の購入等をいう。
- (2) この規程において「利益相反」とは、産学官連携活動等によって生じる次のいずれかの状況により、本学の社会的信頼が損なわれ得る状況をいう。
 - イ 職員が得る利益（兼業報酬、特許に係る収入、未公開株式の保有等）と、本学における責任が衝突・相反する状況
 - ロ 本学が得る利益と本学の社会的責任が相反する状況
 - ハ 職員の企業等に対する職務遂行責任と本学における職務遂行責任が両立し得ない状況
- (3) この規程において「部局」とは、事務局、各学部、各研究科、短期大学部、附属図書館、学際融合研究所、各共同教育研究施設をいう。

一部改正〔令和2年3月27日〕

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、次に掲げる場合を対象とする。

- (1) 職員が産学官連携活動等（企業への兼業、共同研究、受託研究等）を行う場合
- (2) 職員が企業等から金銭（給与、謝金、原稿料等）又は便益（物品、設備、人員等）の供与若しくは株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは含まない。）を得た場合
- (3) 職員が前号の企業等から物品・サービス等を購入する場合
- (4) 職員が学生等を産学官連携活動等に従事させる場合
- (5) その他次条に規定する利益相反マネジメント委員会が対象として認めた場合

(利益相反マネジメント委員会)

第4条 利益相反を適切に管理するため、利益相反に関する重要事項を審議・審査する機関として、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一部改正〔平成23年10月1日、25年4月1日〕

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反の防止に関すること。
- (2) 利益相反に係る調査及び審査に関すること。
- (3) その他利益相反マネジメントに関すること。

全部改正〔平成25年4月1日〕

(組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長、各研究科長及び短期大学部部長

- (3) 事務局長
- (4) 法人事務部長
- (5) 総務・企画部長
- (6) 経理課長
- (7) その他委員長が必要と認める者

2 前項第7号の委員は、理事長が命ずる。

全部改正〔平成25年4月1日〕、一部改正〔平成28年3月28日、31年3月27日〕

(委員の任期)

第7条 前条第1項第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

追加〔平成25年4月1日〕、一部改正〔平成28年3月28日、31年3月27日〕

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

全部改正〔平成25年4月1日〕

(会議)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

全部改正〔平成25年4月1日〕

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

全部改正〔平成25年4月1日〕

(相談窓口)

第11条 職員の利益相反に関する相談に対応するため、総務課に相談窓口を置く。

一部改正〔平成23年10月1日、25年4月1日〕

(職員の責務)

第12条 職員は、利益相反の発生が懸念される場合は、前条に規定する利益相反に係る相談窓口に相談する等、利益相反の回避に自ら努めるものとする。

2 職員は、利益相反の可能性がある場合には、利益相反に関する自己申告書（別記様式）を提出する。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(部局における対応)

第13条 部局の長は、当該部局の職員に対し、利益相反を生じさせないように指導する。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(利益相反マネジメントのための調査)

第14条 委員会は、第12条第2項の利益相反に関する自己申告書の提出があったときその他本学として利益相反が懸念される場合には、必要な調査を実施する。

2 委員会は必要に応じて、職員等への事情聴取等を行うことができる。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(委員会の審査、勧告等)

第15条 委員会は、前条の調査に基づき、利益相反状況を審査し、改善が必要であるか否かを判定する。

2 委員会は、前項の審査の結果、必要と認められる場合には、関係する職員に対し、利益相反を構成する事実関係を回避すべき旨を勧告する。

3 委員会は、前項の勧告がなされた場合には、その改善状況について調査を行い、必要と認めた場合には、学長に当該状況を報告する。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(異議申立て)

第16条 職員は、委員会の決定に不服があるときは、学長に異議申立てを行い、委員会に対して再度

の審査を求めることができる。

2 委員会は、前項の異議申立てに係る案件について再度の審査を行う。

3 委員会は、前項の審査結果を学長に報告し、学長はその結果を当該職員に通知する。

一部改正〔平成25年4月1日〕

(事務)

第17条 利益相反マネジメントに関する事務は、関係部局の協力を得て総務課において行う。

一部改正〔平成23年10月1日、25年4月1日〕

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、利益相反に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成25年4月1日〕

附 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日改正）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日改正）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日改正）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

(別記様式)